



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

359	道路の区域変更	(道路保全課).....	1
360	道路の供用開始	( " ).....	1
361	道路の区域変更	( " ).....	2
362	道路の供用開始	( " ).....	2
363	道路の区域変更	( " ).....	2
364	道路の供用開始	( " ).....	3
365	道路の区域変更	( " ).....	3
366	道路の供用開始	( " ).....	4
367	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	4
368	道路の位置の指定	(都市政策課).....	4

### ○ 監査公表

監査公表第7号	.....	5
---------	-------	---

### ○ 諸報

和歌山県収用委員会公示送達	(収用委員会).....	6
---------------	--------------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
東牟婁郡北山村大字竹原字上ミ地102番1地先から同村大字竹原字下モ地331番2地先まで	旧	5.20 ∟ 10.40	306.70	竹原橋 L=7.10
同上	新	14.05 ∟ 27.05	300.00	

### 和歌山県告示第360号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、

告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 169号

供用開始の区間 東牟婁郡北山村大字竹原字上ミ地102番1地先から同村大字竹原字下モ地331番2地先まで

供用開始の期日 平成29年3月21日

### 和歌山県告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 岩出野上線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海南市七山字星子1308番5地先から同市七山字星子1302番1地先まで	旧	8.61 } 10.22	50.22	
同上	新	10.95 } 11.51	52.46	

### 和歌山県告示第362号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 岩出野上線

供用開始の区間 海南市七山字星子1308番5地先から同市七山字星子1302番1地先まで

供用開始の期日 平成29年3月21日

### 和歌山県告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南金屋由良線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡広川町大字井関字上ノ段 1012番1地内	旧	3.18 } 3.59	21.60	
同上	新	3.33 } 5.00	21.60	

**和歌山県告示第364号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道  
 路線名 南金屋由良線  
 供用開始の区間 有田郡広川町大字井関字上ノ段1012番1地内  
 供用開始の期日 平成29年3月21日

**和歌山県告示第365号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南金屋由良線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡広川町大字井関字上ノ段 998番2地内	旧	3.87 } 4.63	10.90	
同上	新	4.00 } 5.35	10.90	

**和歌山県告示第366号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年3月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 南金屋由良線

供用開始の区間 有田郡広川町大字井関字上ノ段998番2地内

供用開始の期日 平成29年3月21日

**和歌山県告示第367号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年3月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

大谷（1-201-1-036）、上黒谷（1-201-1-037）、北別所西谷（1-201-2-009）、北別所東谷（1-201-2-010）、落合谷（1-201-2-059）、こも谷（1-201-2-060）、滝畑谷1（1-201-2-061）、滝畑谷2（1-201-2-062）、滝畑谷3（1-201-2-063）、滝畑谷4（1-201-2-064）、湯屋北谷（1-201-3-006）、滝畑谷川（1-201-3-017）、鳴神北谷（1-201-1-063）、鳴神南谷（1-201-1-064）、大谷（1-201-1-065）、滝畑・滝畑（Ⅰ-378）、滝畑（Ⅰ）（Ⅱ-2013）、滝畑（Ⅱ）（Ⅱ-2014）、落合（Ⅱ-2022）、北別所（Ⅱ-2040）、上黒谷（Ⅱ-2041）、滝畑（303）（Ⅲ-1081）、滝畑（304）（Ⅲ-1082）、落合（Ⅱ）（Ⅱ-30063）、落合（Ⅲ）（Ⅱ-30064）、鳴神川蟬谷（Ⅰ-2248）、鳴神（Ⅰ-3450）、鳴神（Ⅲ）（Ⅱ-2071）、鳴神（Ⅵ）（Ⅰ-30041）、鳴神（Ⅴ）（Ⅱ-30089）、鳴神（Ⅳ）（Ⅲ-30001）

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部並びに和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第368号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年3月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル

3318	岩出市西安上字荒神227番の一部、228番の一部、229番の一部、235番1の一部、235番2の一部、244番の一部、224番2の一部	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 吉田武弘	平成	6.00	85.35
			29.3.7	}	
				6.40	
				6.00	
			6.00	27.40	

### 監 査 公 表

#### 和歌山県監査公表第7号

平成28年8月26日付け監査報告第7号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年3月21日

和歌山県監査委員 江 川 和 明  
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
 和歌山県監査委員 濱 口 太 史  
 和歌山県監査委員 鈴 木 太 雄

#### 1 和歌山県立こころの医療センター事業会計

監査実施年月日 平成28年7月27日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 医業収益の過年度未収金については、平成27年度末で約3,528万円となり、前年度に比し約262万円増加している。                      今後も、「和歌山県立こころの医療センター未収金対策マニュアル」により、新規の未収金発生防止を図るとともに、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 郵便切手類使用簿において、受払ごとの現物確認及び複数人による四半期ごとの現物確認がなされていなかったため、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 競争入札が不調となり随意契約を行った業務委託において、初回の入札時の予定価格を変更していたため、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 患者宛ての請求書により過誤払をし、戻入していた。また、旅費別途支給の旅費を誤って支出し、戻入していたため、今後このようなことがないよう、併せて適正に処理されたい。</p> <p>(5) 収入調定票兼振替伝票において次の事例があったため、適正に処理されたい。                      ア 調定額を訂正していた。                      イ 決裁権者の押印が漏れていた。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 医業収益の過年度未収金については、早期納付を目的とする未納者宅訪問、家族面会時の面接及び電話による納付指導を看護部、ケースワーカー及び事務局が連携し、組織的に行っており、平成29年1月末までに2,563,740円（うち平成26年度分は696,420円）を収納した。                      今後も引き続き、家庭訪問や郵便又は電話による督促及び外来受診時を利用した未収金の説明等により、過年度未収金の収納及び新規未収金の発生防止に努める。                      また、平成28年10月から未収金回収業務を弁護士事務所へ委託し、過年度未収金の収納促進を図っている。</p> <p>(2) 受払ごとの現物確認及び複数人による四半期ごとの現物確認を行った。</p> <p>(3) 会計事務についての研鑽を深め、適正な契約事務の執行を行う。</p> <p>(4) 当センターの支出事務については、検収の徹底を行い過誤払のないよう適正に行った。                      旅費が別途支給される旅行命令については、職員に対し、旅行命令簿等の記載方法と併せて文書により周知徹底した。</p> <p>(5) 次のとおり対応した。                      ア 調定額を変更する場合は、変更の収入調定票を作成し、適正な処理を行う。                      イ 今後このようなことがないよう、確認を徹底する。</p>

<p>(6) みなし償却制度が平成26年度で廃止されたことに伴う受贈財産等に係る移行処理が行われていないものがあつたので、適正に処理されたい。</p> <p>検討事項 病院用土地の一部が現況道路敷となっているので、適切な財産管理について検討されたい。</p>	<p>(6) 平成28年3月31日付けで、平成26年度改正分の移行処理を行った。</p> <p>検討事項 当該土地は町道と一体的なものとなっているため、有田川町へ譲与すべく協議中であり、現在、行政財産用途廃止等の手続中である。</p>
---	---

2 和歌山県工業用水道事業会計

監査実施年月日 平成28年7月27日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 消耗品費の支出において、検収の記載が漏れていたもので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 検収の記載について確認を行った上で支出を行うよう、周知徹底した。</p>

3 和歌山県土地造成事業会計

監査実施年月日 平成28年7月27日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 保有土地の販売については、西浜工業団地で4,209㎡、橋本工業団地で4,746㎡の売却を行っているが、平成27年度末現在、未処分地が509,149㎡（事業用借地権設定契約部分80,146㎡を含む。）となっているので、今後とも早期の土地処分について努力されたい。</p>	<p>注意事項 関係部局との連携により、積極的な企業誘致活動を行っており、積極的に土地の売却等に努めていく。</p>

**諸 報**

**和歌山県収用委員会公示送達**

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。  
 なお、送達すべき書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成29年4月10日をもってその書類の送達があつたものとみなされる。

平成29年3月21日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

1 事件名

市道坂田磯の浦線新設工事に係る土地収用事件

2 送達すべき書類の名称

平成29年3月9日付け和収第08310002号「審理の開催について」

3 送達を受けるべき者

和歌山県和歌山市磯の浦字口大井谷311番1及び字大井原530番、531番若しくは532番又は字小山原533番1、533番2、533番3、534番、535番1若しくは535番2所在の物件の所有者